

(様式 1-3)

## 福島県再生加速化事業計画 再生加速化事業等個票

平成 27 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	事業番号	(2)-9-1
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (間接)		
総交付対象事業費	4,544,500 (千円)	全体事業費	6,650,000 (千円)		
再生加速化に関する目標					
<p>12市町村では、事業者が現地に自由に立ち入ることができない、又はできなかったこと等により、震災発生時に使用・保管されていた危険物・化学物質等が適正に保管・管理できずに、避難した際の状態で見捨てられているケースが発生している。</p> <p>これらの見捨てられた危険物・化学物質等は、震災による設備の破損や、適正な保管・管理ができないことによる設備の劣化に伴い、漏えい等による災害発生危険性が高まっている。</p> <p>よって、これらの見捨てられた危険物・化学物質等に対して、廃棄処理や持ち出しが困難なものは現場での安全措置等の対策を講じ、災害発生危険性を除去することで、避難住民が安心して帰還できる環境を整え、もって地域の再生を加速させることを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>① 事業所等に設置している危険物・化学物質等の処理</p> <p>現地に自由に立ち入ることができないこと等により、震災発生時に使用・保管されていた危険物・化学物質等が適正に保管・管理できずに、やむを得ずに避難した際の状態で見捨てられている事業所等に対して、廃棄処理や持ち出しが困難なものは現場での安全措置等の対策を講じる。</p> <p>② 家屋等に設置されているLPガス容器の処理</p> <p>日中の立ち入りが制限される帰還困難区域を多く有する富岡町、大熊町、双葉町、浪江町においては、家屋等に設置されているLPガス容器について、事業者による保安点検が行われなくなっていたことから、4町の要請に基づき、県LPガス協会が東京電力に要請し、平成25年3月から6月までの期間、町内全域で容器の閉栓が行われたところである。このことにより、危険性はある程度排除され一定の保安は確保されている。しかしながら、家屋解体の開始に伴い発生するLPガス容器を処分する必要があることから、容器を区域外に搬出し、ガスの回収や新しい容器への移し替え等を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p>① 事業所等に設置している危険物・化学物質等の処理</p> <p>福島県において、以下の要件を満たす事業者等に対して、必要経費を補助する。</p> <p>対象地域：12市町村</p> <p>対象者：対象地域内の事業所等において、危険物・化学物質等を管理・保管している事業者等</p> <p>実施内容：やむを得ずに避難した際の状態で見捨てられている事業所等に対して、廃棄処理や持ち出しが困難なものは、現場での安全措置等の対策を講じるために必要な経費を補助する。</p> <p>② 家屋等に設置されているLPガス容器の処理</p> <p>福島県において、以下の事業者等に対して、必要経費を補助する。</p> <p>対象地域：浪江町、富岡町</p> <p>対象者：一般社団法人 福島県LPガス協会（当LPガスの回収等処理は、本来、その所有者である販売事業者等が事業主体となるべきところであるが、当該事業者が避難し、経営を継続できない状況にあることから、販売事業者の関係団体である（一社）福島県LPガス協会が当</p>					

<p>該事業の窓口となり、傘下事業者の協力のもとに当該事業を実施せざるを得ない状況にある。また、当該事業を継続的、安定的に実施できる実施主体は当協会以外にない。）          実施内容：解体家屋から発生するLPガス容器について、ガス回収や新しい容器への移し替え等を行うために必要な経費を補助する。</p>
<p>地域の再生加速化との関係</p>
<p>12市町村の事業所等に残置された危険物・化学物質等に対して、廃棄処理や持出しが困難なものは現場での安全措置等の対策を講じ、災害発生の危険性を除去することで、避難住民が安心して帰還できる環境を整え、地域の再生を加速させる。</p>
<p>関連する事業の概要</p>
<p> </p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	<p> </p>
<p>事業名</p>	<p> </p>
<p>交付団体</p>	<p> </p>
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p> </p>	

(別紙)

計画区域

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示などにより住民が避難し、地域の再生に支障が生じていると認められる12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)。